

- 平成27年12月5日（現地時間4日）、ニューヨークの国連総会第二委員会で、「世界津波の日（World Tsunami Awareness Day）」を定める決議が全会一致で採択された。今後、国連総会で採択されることになる。
- この決議は、第3回国連防災世界会議及び持続可能な開発のための2030アジェンダのフォローアップとして、我が国をはじめ142か国が共に提案し、11月5日を「世界津波の日」として制定するもの。
- 「世界津波の日」の制定により、世界の全ての国民の津波に対する意識を高め、国土強靱化に大きく貢献すると期待される。

（参考）

1. 決議案の具体的な内容としては、（1）11月5日を「世界津波の日」として制定すること、（2）早期警報、伝統的知識の活用、「より良い復興」を通じた災害への備えと迅速な情報共有の重要性を認識すること、（3）すべての加盟国、組織、個人に対して、津波に関する意識を向上するために、適切な方法で、世界津波の日を遵守することを要請すること、等を含む。
2. 11月5日を指定することは、1854年11月5日に和歌山県で起きた大津波の際に、村人が自らの収穫した稲むらに火をつけることで早期に警報を発し、避難させたことにより村民の命を救い、被災地のより良い復興に尽力した「稲むらの火」の逸話に由来する。
3. 東日本大震災を教訓として、津波対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成23年6月に「津波対策の推進に関する法律」が制定された。同法では、11月5日を「津波防災の日」と定め、津波対策について国民の理解と関心を高めるため、全国各地で防災訓練の実施やシンポジウム等を開催している。